

# 岩手県臨床心理士会倫理規程

制定：平成23年6月19日

(趣旨)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、岩手県臨床心理士会規約に基づき、本会正会員（以下「会員」という。）である臨床心理士に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本規程は、会員が、一般社団法人日本臨床心理士会（以下「日本臨床心理士会」という。）が定める日本臨床心理士会倫理規程に基づき、会員が行う臨床心理活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

(日本臨床心理士会倫理綱領の準用)

第3条 本会は、会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領として、日本臨床心理士会倫理綱領を準用するものとする。

(倫理委員会の設置)

第4条 本会は、第2条及び第3条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会には、本会理事会の理事2名からなる常設部会をおく。また、発生した事案の調査及び処遇を検討する拡大部会を設けることができる。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、第4条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及び処遇案の答申
- (4) 会員及び非会員からの倫理に関する問い合わせへの対応
- (5) その他、会長が必要と認める業務

(委員会の構成)

第6条 委員会は、本会理事会より選出された理事2名及びその理事より指名された会員若干名をもって構成する。

2 委員長は、本条第1項の理事のうち1名が会長の指名を受けて就くものとし、残りの1名と常設部会を担当する。

3 委員長は、第5条(3)に定める業務について、必要に応じて拡大部会を発足し、必要に応じて会員又は非会員の委員を指名することができる。

4 副委員長は、委員の互選とする。

(委員会の運営)

第7条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

3 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行して行う。

(委員会の報告)

第8条 第5条(3)に定める業務については、委員会は会長から処遇案の答申を附託された日より起算して概ね3ヶ月以内に、必要に応じて財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理委員会、日本臨床心理士会倫理委員会及び他の都道府県臨床心理士会と連絡調整の上、答申の必要があると判断された場合には、処遇案を答申するものとする。

2 上記以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告する。

(処遇)

第9条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案をもとにして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

2 当該会員は、その処遇に関する異議申し立てを、会長に対して行うことができる。

(改廃手続き)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、総会における承認をおこなう

(細則)

第11条 本規程の運用にあたっての細則を、別に定める。

附則 本規程は平成23年6月19日より施行する。